

知的財産権制度入門



2020 年度
特 許 庁

2019年4月～ 中小企業等の料金軽減制度のご案内

中小企業等の皆様が、特許庁に納付いただく
「出願審査請求料」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が軽減されます。

証明書類の提出も必要なく、簡単な手続で
申請できます。

中小企業※の特許料金が $\frac{1}{2}$ に

小規模企業※・中小ベンチャー
企業※の特許料金が $\frac{1}{3}$ に

福島浜通り等の中小企業の特
許料金が $\frac{1}{4}$ に

※大企業の子会社である中小企業は除きます。

料金軽減制度の
詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

特許料 減免



料金軽減制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

本テキストは、2020年4月1日時点で施行・運用されている
法律等の内容に基づいて記載しています。